

○ 信用金庫法施行規則第一百八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第三十九号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">(国内基準行) 第一条 (略)</p> <p>2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に<u>関連法人等</u>（信用金庫法施行規則第六十九条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(国内基準行) 第一条 (略)</p> <p>2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に<u>関連法人等</u>（信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 (略)</p>